

土地を売いませんかと勧誘され契約、売するのに33万円払う？

事例

自宅に「土地を売ませんか。」と電話があり、自宅に来ることを了承。「この土地は270万円から売り出します。」と言われて、土地の宣伝・広告費用、土地の調査費用、資料の作成、資産管理費等に33万円の費用が掛かると説明を受けた。よく理解できぬままに、不動産業務委託契約書にサインした。知人の不動産業者に聞くと、土地を売するのに、お金を払う契約はおかしいと言われた。まだお金は支払っていない。解約したいので手順を教えてください。（60歳代 男性）



アドバイス

- 使わない土地を所有している消費者に対し焦りや不安等に乗じた勧誘が行われています。
- 「土地を高値で売却できる」等のセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- 「土地がすぐに売れたり、高価格で売却できる具体的な根拠はあるのか」など、「土地が売れる」と言っている具体的な根拠について書面で説明を求めましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

